

教育資金一括贈与預金「いよのかけ橋」

2023年6月7日現在

項目	内容
1. 商品名	教育資金一括贈与預金「いよのかけ橋」
2. 販売対象	直系尊属である贈与者（祖父母さま等）の方と書面にて贈与契約を締結している30歳未満の受贈者（お孫さま等）で、贈与する日の属する年の前年の合計所得金額が1,000万円を超えていない方 （注）2019年7月1日以後、30歳に達した場合でも、お孫さま等が学校等に在席している場合等は、継続してご利用いただけます。（後記7.参照）
3. 対象となる預金	新たに開設する普通預金（名義人：お孫さま等）
4. 預け入れ （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位 （4）預入可能期間	口座開設店の窓口で随時お預け入れいただけます。ただし、お預け入れの対象資金を贈与契約後2か月以内にお預け入れされ、「教育資金非課税措置」の適用を受ける目的の資金に限定させていただきます（「贈与契約書」と「教育資金非課税申告書」または「追加教育資金非課税申告書」と同額）。 10万円以上1,500万円以内 ※「学校等に支払われる金銭」は上限1,500万円、「学校等以外の者に支払われる金銭」は1,500万円のうち上限500万円までとなります。 1円単位 2026年3月31日まで ※今後税制改正等があった場合は変更することがあります。
5. 払戻方法	○店頭で随時お引き出しいただけます（口座開設店以外でも受付できます）。 ○口座からお引き出した後教育資金の支払いに充当の上、領収書等を当店の窓口にご提出いただけます。 ○領収書等の提出期限は、領収書等に記載の支払年月日の翌年3月15日までとなっております。また、領収書等の支払年月日は口座からのお引き出しと同じ年に属することが必要です。 ○領収書等の提出がないお引き出しについては贈与税の課税対象となります。
6. 利息 （1）適用利率 （2）利払頻度 （3）計算方法	○適用利率は普通預金と同様で、店頭に表示しております。 ○適用利率は金融情勢に応じて変更します。 ○毎年3月と9月の第2土曜日の翌日に預金に組み入れます。 ○毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とし、1年を365日として日割計算します。
7. 本口座の解約	以下のいずれかの事由により「教育資金管理契約」は終了します。 ①お孫さま等が30歳になられた場合 ただし、以下のいずれかに該当する場合は、「教育資金管理契約」を延長することができます。 A. お孫さま等が30歳に達した日に「学校等に在学している場合」または「教育訓練給付金の対象となる教育訓練を受講している場合」 30歳に達した日の属する月の翌月末日までにお孫さま等から当行に届出があったときは、30歳に達した日の属する年の翌年12月31日まで「教育資金管

	<p>理契約」を延長することができます。</p> <p>B. お孫さま等が30歳に達した日の属する年の翌年以後において「学校等に在学している場合」または「教育訓練給付金の対象となる教育訓練を受講している場合」</p> <p>その年の12月31日までにお孫さま等から当行に届出があったときは、その年の翌年12月31日（お孫さま等が40歳に達した場合には、40歳に達した日）まで「教育資金管理契約」を延長することができます。</p> <p>なお、最長でお孫さま等が40歳に達する日まで「教育資金管理契約」を延長することができますが、その場合には毎年当行に届出する必要があります。</p> <p>期限内に「届出書」の提出がなかった場合、「教育資金管理契約」は終了します。</p> <p>②お孫さま等が亡くなられた場合</p> <p>③本預金の残高がゼロとなり、お孫さま等と当行とで契約を終了させることで合意した場合</p>
8. 贈与者死亡時の取扱い	<p>契約期間中に祖父母さま等が亡くなられた場合、亡くなられた日の「管理残額」(注)が贈与者(祖父母さま等)から相続または遺贈により取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります。なお、受贈者が贈与者のお子さままたは代襲相続人以外である場合、2021年4月1日以降に贈与された部分に対応する「管理残額」は相続税額の2割加算の対象となります。</p> <p>(注)「管理残額」とは贈与者が亡くなられた日における非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、以下に該当する部分のことを言います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 贈与者の死亡前3年以内かつ2019年4月1日～2021年3月31日に取得したもの ・ 2021年4月1日以降に取得したもの <p>○上記の取扱いは、祖父母さま等が亡くなられた日において、お孫さま等が以下のいずれかに該当する場合は、相続税の課税対象になりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①23歳未満の場合 ②学校等に在学している場合 ③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合 <p>○上記①～③に該当した場合でも、2023年4月1日以降の贈与された部分に対応する「管理残額」がある場合で、亡くなられた贈与者の相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合には、「管理残額」は相続税の課税対象となります(相続税の課税価格の合計額を確認させていただきます)。</p> <p>○贈与者が亡くなられた場合、預金者(お孫さま等)は速やかに当行窓口までお知らせください。</p>
9. 付加できる特約事項	法令に定められた条件を満たせば、マル優の取り扱いが可能です。
10. 取扱店	国内全店(ローンプラザ松山支店・インターネット支店は除く)
11. その他参考となる事項	<p>○「教育資金非課税措置」の対象となる教育資金の範囲</p> <p>2019年7月1日以後、「学校等以外の者に支払われる金銭」でお孫さま等が23歳に達した日の翌日以後に支払われる場合は、「教育に関する役務の提供の対価」「スポーツ・文化芸術に関する活動等に係る指導の対価」「これらの役務提供又は指導に係る物品の購入費及び施設の利用料」は対象外となり、「教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するため費用」のみ対象となります。</p> <p>○キャッシュカードは発行いたしません。</p> <p>○ATM・いよぎんダイレクト・AGENTアプリによるお取り引きはできません。</p>

	<p>○本商品の譲渡、担保提供、口座名義変更はできません。</p> <p>○「教育資金管理契約」以外の条項については、普通預金規定を適用します。</p> <p>○預金保険の対象であり、預金保険の範囲内で保護されます。</p>
12. 当行が契約している 指定紛争解決機関	<p>全国銀行協会</p> <p>連絡先 : 全国銀行協会相談室</p> <p>電話番号 : 0570-017109 または 03-5252-3772</p> <p>受付日 : 月～金曜日 (祝日および銀行の休業日は除く)</p> <p>受付時間 : 午前9時～午後5時</p>